

風水害対策編

目次

風水害等災害対策編

第 1 編 風水害等災害予防対策 1

第 1 章 防災気象情報の伝達計画.	2
第 1 節 定義	2
第 2 節 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統.	3
第 3 節 気象情報の種類及び伝達系統.	3
第 4 節 洪水予報、水防警報及び水位情報の発表・伝達.	4
第 5 節 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達.	4
第 6 節 伝達体制.	4
第 7 節 非常時の伝達体制.	5
第 8 節 観測資料の通報連絡.	5
第 2 章 防災思想・知識の普及計画.	6
第 1 節 職員に対する教育.	6
第 2 節 教職員及び児童生徒等に対する教育.	6
第 3 節 住民に対する防災知識の普及.	7
第 4 節 関係機関の活動.	8
第 5 節 普及の際の留意点.	8
第 3 章 住民の防災対策.	10
第 1 節 住民の果たすべき役割.	10
第 2 節 町の活動.	11
第 4 章 自主防災組織の防災対策.	12
第 1 節 自主防災組織の育成強化.	12
第 2 節 自主防災組織の果たすべき役割.	13
第 3 節 自主防災組織と消防団等との連携.	14
第 4 節 事業所等の自主防災活動.	14
第 5 節 地域における自主防災活動の推進.	15
第 5 章 事業者の防災対策.	16
第 1 節 事業所等の果たすべき役割.	16
第 6 章 業務継続計画の策定.	18
第 1 節 業務継続計画の策定.	18
第 2 節 基本方針.	18
第 3 節 計画策定の考え方.	18

第7章 ボランティアの防災対策	19
第1節 災害救援ボランティアの養成・登録等	19
第2節 災害救援ボランティアの活動環境の整備	19
第3節 ボランティアの果たすべき役割	19
第8章 防災訓練計画の実施	20
第1節 防災訓練の実施責務又は協力	20
第2節 防災訓練の種別	20
第3節 訓練の時期	20
第4節 訓練の方法	21
第5節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用	21
第6節 近隣市町等が実施する防災訓練への参加	21
第9章 火災予防対策	22
第1節 組織	22
第2節 施設の整備計画	23
第3節 機械器具等の点検	24
第4節 火災予防	24
第5節 教育訓練	24
第6節 火災警報	25
第7節 消防団の警戒体制の確保	26
第8節 特殊防火対象物の警戒	26
第9節 消防資機材の点検整備と非常出動体制の整備	26
第10節 火災発生防止の緊急広報	26
第11節 消火活動への協力	26
第12節 火災防御の措置	26
第10章 水害予防対策	27
第1節 河川管理施設等の整備	27
第2節 ダム等管理者のダム等の操作	27
第3節 ため池、農業用排水路工作物の点検	27
第4節 重要水防箇所の把握及び監視	27
第5節 浸水想定区域における災害対策の強化	27
第6節 消防力（水防）の強化	28
第7節 伝達体制の整備	28
第8節 同一水系における上下流の市町間の連絡体制の整備	29
第11章 高潮災害予防対策	30
第1節 防潮堤等の整備	30
第2節 潮位観測体制の確立	30

第3節	高潮（波浪）注意報、高潮（波浪）警報発表時の措置	30
第4節	町の活動	30
第12章	避難対策	31
第1節	避難計画の作成	31
第2節	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	32
第3節	避難路の選定	33
第4節	住民等への周知のための措置	33
第5節	指定避難所の設備及び資機材の配備	34
第6節	避難計画	34
第7節	避難所運営マニュアルの策定	35
第8節	その他避難に関する必要な事項	36
第13章	緊急物資確保対策	37
第1節	食料及び生活必需品等の確保	37
第2節	飲料水等の確保	38
第3節	物資供給体制の整備	38
第14章	医療救護体制確保対策	39
第1節	医療救護体制の確保	39
第2節	初期医療体制の整備	39
第3節	災害情報の収集・連絡体制の整備	39
第4節	難病患者等の状況把握	39
第5節	医薬品、医療資機材等の確保	40
第6節	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	40
第7節	住民及び自主防災組織が実施すべき事項	40
第15章	防疫・衛生体制の整備、廃棄物等の処理対策	41
第1節	防疫・衛生体制	41
第2節	保健衛生活動体制の整備	41
第3節	し尿処理体制の確保	41
第4節	廃棄物処理体制の確保	41
第5節	廃棄物等の処理体制の整備	42
第16章	要配慮者の支援対策	43
第1節	「要配慮者」と「避難行動要支援者」	43
第2節	避難支援等関係者	43
第3節	避難行動要支援者の実態把握、名簿及び個別避難計画作成、名簿情報共有	43
第4節	個別避難計画の作成	45
第5節	外国人、訪問客等への配慮	45
第6節	避難体制の確立	45

第7節	避難支援等関係者の安全確保	47
第8節	防災教育・訓練の充実	47
第9節	備蓄物資の整備	47
第10節	要配慮者の心得	47
第11節	指定避難所等における支援体制	47
第12節	社会福祉施設等管理者の活動	48
第17章	広域応援体制の整備	49
第1節	全県的な消防相互応援体制の整備	49
第2節	全県的な防災相互応援体制の整備	49
第3節	協定の充実	49
第4節	受援計画の策定・運用	50
第18章	情報通信システムの整備	51
第1節	情報収集・連絡体制の整備	51
第2節	通信施設の運営管理	51
第3節	各種情報システムデータのバックアップ保管	51
第4節	防災情報システムの拡充整備	51
第5節	災害時発生時の職員参集システムの整備	52
第19章	ライフライン災害予防対策	53
第1節	水道施設	53
第2節	下水道施設	53
第3節	電力施設	53
第4節	ガス施設	54
第5節	電信電話施設	54
第6節	廃棄物処理施設	54
第20章	公共土木施設等の災害予防対策	55
第1節	道路施設	55
第2節	海岸保全施設	56
第3節	河川管理施設	56
第4節	港湾施設	56
第5節	農地・農業用施設	57
第6節	防災上重要な施設	57
第7節	都市公園施設	58
第8節	文化財施設	58
第9節	通信放送施設	58
第21章	鉄道施設災害予防対策	59
第1節	防災体制の確立	59

第2節	施設等の整備	59
第3節	異常気象時における運転の停止等	59
第22章	建築物災害予防対策	60
第1節	公共建築物の安全性の向上	60
第2節	一般建築物の安全性の向上	60
第3節	家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策	60
第4節	浸水想定区域内の施設における対策の促進	60
第23章	危険物施設等の保安対策	62
第1節	危険物施設	62
第2節	高圧ガス施設	62
第3節	毒物・劇物施設	63
第4節	火薬類貯蔵施設	63
第5節	放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）	63
第24章	海上災害予防対策	64
第1節	県、警察、町、消防機関、四国地方整備局及び海上保安部の活動	64
第2節	排出油等防除協議会の活動	64
第25章	資材・機材等点検整備	65
第1節	点検整備を要する資材・機材	65
第2節	点検整備実施内容	65
第26章	災害復旧・復興への備え	66
第1節	平常時からの備え	66
第2節	複合災害への備え	66
第3節	災害廃棄物の発生への対応	67
第4節	各種データの整備保全	67
第5節	り災証明書交付体制の整備	67
第6節	復興事前準備の実施	67

第2編 風水害等災害応急対策 68

第1章	応急措置の概要	69
第1節	町のとるべき措置	69
第2節	県のとるべき措置	69
第3節	住民のとるべき措置	69
第4節	関係機関のとるべき措置	70
第2章	防災組織及び編成	71
第1節	町の防災組織	71
第2節	活動体制	72

第3章 通信連絡活動.....	90
第1節 通信連絡手段.....	90
第2節 情報システムの確保.....	92
第4章 災害情報活動.....	93
第1節 情報活動の強化.....	93
第2節 情報の処理.....	93
第3節 県災害対策本部に対する報告及び要請.....	95
第4節 その他の情報活動.....	97
第5章 広報活動	101
第1節 町の活動.....	101
第2節 関係機関の活動.....	102
第3節 住民が必要な情報を入手する方法.....	102
第4節 広聴活動.....	103
第5節 安否情報の提供.....	103
第6章 避難活動	104
第1節 <u>高齢者等避難及び避難の指示等</u>	104
第2節 警戒区域の設定.....	107
第3節 避難誘導の実施.....	108
第4節 <u>指定避難所等の設置及び避難生活</u>	110
第5節 <u>学校、幼稚園、保育所等における避難対策</u>	113
第6節 <u>避難状況の報告</u>	113
第7節 <u>他市町村への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ</u>	114
第8節 避難地区の警戒警備.....	114
第7章 緊急輸送活動.....	115
第1節 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位.....	115
第2節 緊急輸送体制の確立.....	116
第3節 応援要請.....	117
第4節 記録等	117
第8章 交通応急対策.....	119
第1節 交通の確保対策.....	119
第2節 交通規制の実施.....	119
第3節 道路交通確保の措置.....	121
第4節 緊急通行車両の確認等.....	122
第9章 消防活動	125
第1節 消防活動の基本方針.....	125
第2節 消防機関の活動.....	125

第3節 消防活動の応援要請	127
第10章 水防活動	129
第1節 水防活動	129
第2節 水門等の操作	132
第3節 水防活動の応援要請	132
第11章 人命救助活動	133
第1節 人命救助活動の基本方針	133
第2節 町の活動	133
第3節 消防機関の活動	133
第4節 自主防災組織の活動	133
第5節 事業所の活動	134
第6節 自衛隊の活動	134
第12章 食料の確保・供給	135
第1節 災害時における応急供給	135
第2節 住民及び自主防災組織の活動	136
第3節 炊き出し計画	136
第13章 生活必需品等の確保・供給	138
第1節 応急供給実施体制	138
第2節 町の活動	138
第3節 災害救助法による被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付け	138
第4節 町が保有する備蓄物資の取扱い	139
第5節 日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い	140
第6節 県が保有する備蓄物資の供給要請	140
第14章 飲料水の確保・供給	141
第1節 実施責任者	141
第2節 給水方法	141
第3節 給水量	142
第4節 給水期間	142
第5節 給水施設の応急復旧	142
第15章 医療救護活動	143
第1節 医療救護活動の実施方針	143
第2節 医療救護の実施	143
第3節 後方医療体制の整備	144
第4節 医薬品等の確保	145
第5節 負傷者等の搬送	145
第6節 関係機関等への支援要請	145

第7節	協力要請への対応	145
第8節	住民及び自主防災組織の活動	145
第9節	病院診療所等一覧	146
第16章	防疫・衛生活動	147
第1節	実施責任者	147
第2節	防疫・保健活動	147
第3節	住民の活動	148
第17章	保健衛生活動	149
第1節	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化	149
第2節	被災者等への保健衛生活動	149
第3節	保健師等の応援・派遣受入	149
第18章	食品衛生活動	150
第1節	町の活動	150
第2節	住民の活動	150
第19章	死体の捜索・処置・埋葬	151
第1節	実施体制	151
第2節	行方不明者及び死体の捜索・処置・埋葬	151
第20章	廃棄物等の処理	154
第1節	実施体制	154
第2節	清掃班の編成	154
第3節	ごみ収集処理の方法	154
第4節	し尿の収集と処理	154
第5節	野外仮設トイレの設置	154
第6節	死亡獣畜の処理方法	155
第7節	処理施設の応急復旧	155
第8節	住民の活動	155
第21章	障害物の除去	157
第1節	実施体制	157
第2節	障害物等の除去	157
第3節	河川の障害物の除去	157
第4節	港湾区域における障害物の除去	157
第5節	住宅関係障害物の除去	157
第22章	動物の管理	159
第1節	町の活動	159
第2節	住民及び民間の活動	159
第3節	死亡した動物及び家きんの処理	159

第23章	応急住宅対策	160
第1節	住宅応急対策の実施	160
第2節	公営住宅等の一時供給	161
第3節	応急仮設住宅の供給	161
第4節	被災住宅の応急修理	162
第5節	経費の負担	162
第24章	要配慮者への援助	163
第25章	広域応援活動	165
第1節	消防機関の活動	165
第2節	町の活動	165
第3節	海上保安庁の支援	166
第4節	応援要員の受入れ体制	166
第5節	従事命令又は協力命令	167
第6節	外国からの応援活動	167
第26章	ボランティア等への支援	168
第27章	自衛隊の活動	169
第1節	自衛隊の支援	169
第2節	自衛隊の救助活動の内容	170
第3節	要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）	170
第4節	災害派遣部隊の受入れ体制	170
第5節	派遣部隊の撤収	171
第6節	費用負担	172
第28章	ライフラインの確保	173
第1節	水道施設	173
第2節	下水道施設	173
第3節	電力施設	173
第4節	ガス施設	174
第5節	電信電話施設	174
第29章	公共土木施設等の確保	177
第1節	道路施設	177
第2節	海岸保全施設	177
第3節	河川管理施設	177
第4節	港湾施設	177
第5節	農地・農業施設	177
第6節	都市公園施設	178
第30章	郵政事業の運営維持	179

第1節 郵便物の送達の確保	179
第2節 郵便局の窓口業務の維持	179
第31章 鉄道施設災害の応急活動	180
第1節 災害対策本部等の設置	180
第2節 情報連絡体制の整備	180
第3節 災害応急措置及び復旧対策	180
第4節 旅客等への広報	180
第5節 避難誘導	180
第32章 危険物施設等の安全確保	181
第1節 危険物施設	181
第2節 高圧ガス施設	181
第3節 毒物・劇物貯蔵施設	182
第4節 火薬類製造施設・貯蔵施設	182
第33章 海上災害応急活動	183
第1節 実施機関	183
第2節 関係機関相互の通報連絡	183
第3節 関係機関の活動	184
第4節 大量排出油対策	183
第5節 船舶火災対策	185
第6節 在港船舶対策	186
第7節 陸上施設事故対策	186
第34章 大規模火災応急活動	188
第35章 応急教育活動	189
第1節 学校における災害応急対策	189
第2節 応急教育計画の作成	189
第3節 高等学校生徒の災害応急対策への協力	190
第4節 文化財の保護	191
第36章 社会秩序維持活動	192
第37章 消防防災ヘリコプターの支援	193
第1節 緊急運航要請手続き	193
第2節 支援活動の種類	193
第3節 緊急運航の要件	193
第4節 自主出動	193
第38章 災害救助法の適用対策	194
第1節 災害救助法の適用	194
第2節 活動計画	196

第3節 救助の種類	196
-----------	-----

第3編 風水害等災害復旧・復興対策 198

第1章 災害復旧対策	199
第1節 激甚災害の指定	199
第2節 被災施設の復旧等	199
第3節 災害廃棄物の処理	200
第4節 義援物資、義援金の受入れ及び配分	200
第2章 復興計画	202
第1節 復興計画の策定	202
第2節 防災まちづくりを目指した復興	202
第3節 復興予算（中長期計画）の編成	203
第4節 復興財源の確保	203
第3章 被災者の生活再建支援	205
第1節 被災者の経済的再建支援	205
第2節 恒久住宅対策	206
第3節 中小企業を対象とした支援	206
第4節 雇用対策	206
第5節 生活保護	207
第6節 農漁業者を対象とした支援	207
第7節 要配慮者の支援	207
第8節 生活再建支援策等の広報	208
第9節 地域経済の復興と発展のための支援	208